

富山県事業承継つなぐサポート事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山県補助金等交付規則(昭和37年富山県規則第10号。以下「規則」という。)第21条の規定に基づき、富山県事業承継つなぐサポート事業費補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 知事は、県内中小企業の技術や雇用等の貴重な経営資源を確実に次世代に引き継ぎ、本県経済の持続的な発展を図るため、県内中小企業の円滑な事業承継(以下「事業承継事業」という。)に要する経費及び県内中小企業の視察(以下「視察事業」という。)に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) M&A

事業譲渡、株式譲渡により第三者に経営権を移転することをいう。

(2) 専門事業者

税理士事務所、会計事務所、法律事務所、コンサルティング会社、M&A仲介事業者及び金融機関など、事業承継及びM&Aに関する専門的な知識及び実績を有する事業者をいう。

(補助対象者)

第4条 この要綱による事業承継事業の補助金の交付の対象となる者(以下「事業承継事業補助対象者」という。)は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者又は同条第5項に規定する小規模企業者であること(別表1参照)。

(2) 県内に事業所を置く法人又は個人事業主であること。

(3) 補助対象者が譲受側である場合、承継後に引き続き県内で事業を営むこと。

(4) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。

2 この要綱による視察事業の補助金の交付の対象となる者(以下「視察事業補助対象者」という。)は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 県内に事業所を置く法人又は個人事業主から事業を承継することを検討している後継者候補であること。

(2) 承継後に県内で事業を営む意思のあること。

(3) 富山県事業承継ネットワーク構成機関の推薦を受けていること。

(4) 県内に事業所を置く又は在住する後継者候補である場合、県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。

3 前二項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、補助金の交付の対象としない。

(1) 次のいずれかに該当する中小企業者(みなし大企業)である場合

ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を、同一の中小企業者以外の者であって

事業を営む者(以下「大企業」という。)が所有している者

イ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている者

(2) 取締役等(事業補助対象者が個人である場合にはその者を、補助対象者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時各種業務の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下「取締役等」という。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合

(3) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している場合

(4) 取締役等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している場合

(5) 取締役等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している場合

(6) 取締役等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している場合

(7) 取締役等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している場合

(8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及びそれらに類似する業種を営む者

(9) 営業に関して必要な許認可等を取得していない者

(10) 補助金を交付するにあたり、社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれがある者

(11) フランチャイズ契約を締結して事業を行っている者

(12) その他知事が不相当と認める者

(補助事業及び補助率等)

第5条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)の区分、対象経費及び補助率は、別表2に定めるとおりとする。ただし、国又は県から補助金の交付を受け、又は受けようとする事業は補助事業から除くものとする。なお、事業承継事業については、富山県事業承継・引継ぎ支援センターの支援を受けたもののみを補助事業とする。

(交付の申請)

第6条 事業承継事業補助金の交付を受けようとする者(以下「事業承継事業申請者」という。)は、知事が定める期日までに次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

(1) 交付申請書(様式第1号)

(2) 事業計画書(様式第2号-1)

(3) 誓約書(様式第3号)

(4) 前各号に掲げるもののほか、必要な書類

2 視察事業補助金の交付を受けようとする者(以下「視察事業申請者」という。)は、視察を行う日の1週間前までに次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

(1) 交付申請書(様式第1号)

(2) 事業計画書(様式第2号-2)

(3) 誓約書(様式第3号)

(4) 推薦書(様式第4号)

(5) 前各号に掲げるもののほか、必要な書類

3 申請者は、前項の規定による交付申請書の提出に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により仕入れに係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定及び通知)

第7条 知事は、前条第1項及び第2項の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付を決定し、交付決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定による通知に際して、必要な要件を付することができる。

(補助事業の着手)

第8条 前条第1項の規定による補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、交付の決定の後に、補助事業に着手しなければならない。

2 前項の補助事業の着手とは、補助事業に係る契約の締結をいう。

(補助事業の変更等)

第9条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ変更承認申請書(様式第6号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容を変更しようとする場合。ただし、補助事業の目的を損なわない事業計画の細部の変更は除く。

(2) 補助事業に要する経費を変更しようとする場合。ただし、20パーセント未満の経費配分の変更及び補助金額の20パーセント未満の減額はこの限りでない。

2 知事は、前項の規定による承認をしようとする場合において、必要に応じて条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第7号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告等)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は前条の規定による中止若しくは廃止の承認を受けたときは、補助事業の完了の日又は中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の2月末日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第8号)を知事に提出しなければならない。

2 事業承継事業を行う補助事業者は、事業承継計画を策定した場合、事業承継計画書を知事に提出し

なければならない。

- 3 事業承継事業を行う補助事業者は、補助事業を完了した日の属する年度以降3年間、各年度における事業承継又はM&Aの取組状況について、翌年度の4月10日までに取組状況報告書(様式第9号)により知事に報告しなければならない。ただし、完了報告をした場合はこの限りではない。

(補助金の額の確定)

第12条 知事は、前条第1項の規定による報告を受けたときは、実績報告書を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当であると認めるときは、補助金の額の確定を行い、額の確定通知書(様式第10号)により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の支払)

第13条 補助事業者は、前条の規定により補助金の額が確定し、補助金の支払を受けようとするときは、請求書(様式第11号)を知事に提出しなければならない。

- 2 補助金は、精算払により交付する。

(補助金の交付の決定の取消し等)

第14条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

- (1) 不正に補助金の交付決定又は補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱若しくは規則の規定又はこれらに基づく知事の指示に違反したとき。
- (3) 補助事業の内容が、この要綱の規定を満たさない事実が明らかになったとき。
- (4) 交付決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

- 2 知事は、前項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を付してその返還を命じるものとする。

(証拠書類等の保管)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る経理を他の経理と区分し、当該収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、当該証拠書類を補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間、保存しなければならない。

第16条 規則及び要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表1（第4条関係）

中小企業基本法第2条第1項で定められている中小企業者の範囲

業種分類	要件
製造業、建設業、運輸業 その他の業種（下記に掲げる業種を除く）	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに 常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに 常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに 常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに 常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人

中小企業基本法第2条第5項で定められている小規模企業者の範囲

業種分類	要件
製造業その他	常時使用する従業員が20人以下
商業（卸売業・小売業）、サービス業	常時使用する従業員が5人以下

別表2（第5条関係）

事業区分	対象経費	補助率
(1) 事業承継事業 ①親族内承継 ②親族外承継（従業員等） ③親族外承継（M&A）	<ul style="list-style-type: none"> ・初期診断委託料 ・課題分析の委託料 ・事業承継計画の策定費用 ・事業用資産や企業価値の算出・分析費用 ・譲渡契約書策定費用 等^{※1.2} 	中小企業:1/2 小規模企業:2/3 （上限50万円） ^{※6}
(2) 視察事業	<ul style="list-style-type: none"> ・県内中小企業への視察旅費（交通費、宿泊費）^{※3.4.5} 	一律 1/2 （上限額20万円、 上限額に達するま で申請回数制限 なし） ^{※6}

※1 顧問契約に要する経費は対象外とする。ただし、事業承継のために別途追加で発生する経費については対象とする。

※2 官公庁等への手続、書類作成及び個別具体的な案件に関する訴訟・トラブル対応に係る費用は対象外とする。

※3 「富山県職員等の旅費に関する条例」に基づいて算出した額と実費額のいずれか小さい額を交付する。

※4 交通費については公共交通機関を利用した場合に限り対象とする。

※5 同一市町村内の移動にかかる交通費は対象外とする。

※6 視察事業については申請内容を富山県事業承継・引継ぎ支援センターへ共有するものとする。

※7 補助対象経費に補助率を乗じて得た補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。